

第 2 4 期 第 4 回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和2年10月26日（月曜日） 午後2時00分～午後2時35分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎 2階南会議室				
出席農業委員	及川 末男	五十嵐 堅司	丹羽 秀則	野村 真理子	計6名
	今泉 宏治	山内 幸子			
欠席委員	中岡 亮太				
議事録署名委員	五十嵐 堅司	山内 幸子			

審 議 事 項

報告第1号 令和元年度農業委員会費の決算について

1 歳 入

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較	説 明
農業費手数料	28,000	28,800	800	現況証明、営農証明
農業費負担金	1,550,000	1,679,000	129,000	農業委員会活動促進事業負担金
農業費補助金	50,000	50,000	0	機構集積支援事業補助金
農業委託手数料	188,000	191,750	3,750	農業者年金業務委託手数料 外
計	1,816,000	1,949,550	133,550	

2 歳 出

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	不用額	説 明
報 酬	5,352,000	5,352,000	0	委員報酬
旅 費	834,000	690,620	143,380	費用弁償、管外視察、書会議
需 用 費	158,000	157,029	971	消耗品（50,000円は機構集積事業）
役 務 費	44,000	44,000	0	郵便料
使用料及賃借料	216,000	194,536	21,464	管外視察バス借上げ代
負担金及交付金	105,000	104,100	900	農業会議、胆振地方農業委員会連合会等
計	6,709,000	6,542,285	166,715	

審議結果

原案承認

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(相続による権利の移動)

1 権利を取得した者の氏名	氏名	住所		
	■■ ■■	■■■市■■■町■■丁目■■番■■号		
2 届出に係る土地の所在等	所在・地番	地目		面積 (㎡)
		公簿	現況	
	字樽前			
	133番	原野	畑	5,950
	134番1	原野	畑	12,101
	146番1	畑	畑	25,618
	148番1	原野	畑	6,950
	153番1	原野	畑	32,533
	155番1	原野	畑	14,574
156番	原野	畑	49,034	
157番1	畑	畑	26,193	
				計 172,953
3 権利を取得した日	令和2年3月23日			
4 権利を取得した理由	父、■■ ■■死亡による相続により取得			
5 取得した権利の種類及び内容	所有権			
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	有・ <input type="radio"/> 無			

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 農用地利用状況報告について

農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2の規定による報告

利用権設定を受けた者の氏名等	(有) ■■■・■■■・■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■■			
農用地等の面積 (第16条の2第1項第2号)	権利設定		農用地等の面積 (㎡)	
	解除条件付使用貸借		16,164	
耕作の状況 (第16条の2第1項第3号)	作物の種類	作付面積(㎡)	生産量	反収 (㎡/10a)
	アロニア	5,000	200kg	40kg
	牧草	11,164	—	—
	計	16,164	200kg	40kg
周辺の農用地に及ぼしている影響 (第16条の2第1項第4号)	なし			
地域農業との役割分担の状況 (第16条の2第1項第5号)	なし			
添付資料 (第16条の2第2項)	なし			

※農業経営基盤強化促進法第20条の2第1項確認書は別紙1

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農用地利用集積計画の策定について

受付番号 1 (賃貸借権の設定)

整理 番号	R2-7	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■■番地の■■■	
				氏名又は名称	■■■ ■■■	
		利用権を設定する者		住 所	■■■市■■■■ ■■■番地	
				氏名又は名称	■■■ ■■■	
利用権を設定する土地				設定する利用権		
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容	
苫小牧市字美沢	5 番 22	畑	1,652	賃貸借権	普通畑	
	5 番 23	畑	11,644 (計 12,696)			
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係		
始期		終期		借賃(円)	借賃の支払方法	
令和2年11月20日		令和12年11月19日		■■■■■円/年 (■■■■■/10a)	毎年11月末迄に ■■■氏の口座に 振込み	
				賃貸借		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称		性別		年齢		農作業従事日数	
■■■ ■■■		男		50歳		360日	
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)				主たる経営作目	
農 地	12,696	農 地	442,821		酪農		
そ の 他							
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員(構成員)		農業従事者(内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力(年間延日数)		種 類	数 量
男	2人	農業専従者	4人(2人)	—	乳牛	84頭	トラクター ハーベスタ トラック プラウ その他農機具
		主として農業に従事する者	人(人)				
女	2人	農業補助者	人(人)				

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙2

審議結果	原案可決
------	------

受付番号 2 (賃貸借権の設定)

整理 番号	R2-8	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■番地の■■■
				氏名又は名称	■■■ ■■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市■■■町■■■番地
				氏名又は名称	■■■ ■■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字美沢	5 番 19	畑	29,752	賃貸借権	普通畑
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
始期		終期	借賃(円)	借賃の支払方法	
令和 2 年 11 月 20 日		令和 12 年 11 月 19 日	■■■■■■■■円/年 (■■■■■/10a)	毎年 11 月末迄に ■■■氏の口座に 振込み	
				賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数			
■■■ ■■■		男	50 歳	360 日			
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目			
農 地	29,752	農 地	425,765	酪農			
そ の 他							
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員(構成員)		農業従事者(内 15 歳以上 60 歳未満の者)	雇用労働力(年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	2 人	農業専従者	4人(2人)	乳牛	84頭	トラクター ハーベスタ トラック プラウ その他農機具	4 台 1 台 1 台 1 台 一式
		農業補助者	主として農業に従事する者				
女	2人		従として農業に従事する者				

※農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

受付番号 3 (賃貸借権の設定)

整理 番号	R2-9	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■番地の■■■
				氏名又は名称	■■ ■■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市■■■■町■■丁目■■■番地■■■
				氏名又は名称	■■ ■■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字美沢	5 番 20	畑	7,438	賃貸借権	普通畑
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
始期		終期	借賃(円)	借賃の支払方法	
令和 2 年 11 月 20 日		令和 12 年 11 月 19 日	■■■■■円/年 (■■■■■/10a)	毎年 11 月末迄に ■■氏の口座に 振込み	
				賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数				
■■ ■■■		男	50 歳	360 日				
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目				
農 地	7,438	農 地	448,079	酪農				
そ の 他								
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳 未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量	
男	2 人	農業専従者	4人 (2 人)	—	乳牛	84頭	トラクター ハーベスタ トラック プラウ その他農機具	4 台 1 台 1 台 1 台 一式
		農業 補助者	主として農業 に従事 する者					
女	2 人		従として農業 に従事 する者					

※農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

受付番号 4 (賃貸借権の設定)

整理 番号	R2-10	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■番地の■■■
				氏名又は名称	■■ ■■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市■■■■町■■丁目■■番地■■■
				氏名又は名称	■■ ■■■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字美沢	5 番 21	畑	7,433	賃貸借権	普通畑
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
始期		終期	借賃(円)	借賃の支払方法	
令和 2 年 11 月 20 日		令和 12 年 11 月 19 日	■■■■■円/年 (■■■■■/10a)	毎年 11 月末迄に ■■氏の口座に 振込み	
				賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数				
■■ ■■■		男	50 歳	360 日				
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目				
農 地	7,438	農 地	448,079	酪農				
そ の 他								
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員(構成員)		農業従事者(内 15 歳以上 60 歳未満の者)	雇用労働力(年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量	
男	2 人	農業専従者	4人(2人)	—	乳牛	84頭	トラクター ハーベスタ トラック プラウ その他農機具	4 台 1 台 1 台 1 台 一式
		農業補助者	主として農業に従事する者					
女	2人		従として農業に従事する者					

※農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

受付番号 5 (賃貸借権の設定)

整理 番号	R2-11	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■■号
				氏名又は名称	(株)■■ 代表取締役 ■■■ ■■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■■号
				氏名又は名称	■■ ■■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字樽前	307 番 2 308 番 2	畑 畑	991 5,235 (計 6,226)	賃貸借権	普通畑
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
始期		終期		借賃(円)	借賃の支払方法
令和 2 年 11 月 1 日		令和 12 年 10 月 31 日		■■■■■円/年 (■■■■■/10a)	毎年 11 月 1 日迄に■■■氏の口座に振込み
				賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		設 立 年 月 日		農 作 業 従 事 日 数			
(株)■■ 代表取締役 ■■■ ■■■		平成 22 年 3 月 2 日		—			
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目			
農 地	6,226	農 地	17,412	施設野菜 イチゴ			
そ の 他							
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳 未満の者)		雇 用 労 働 力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	3人	農業専従者	1人 (人)	—	—	農業用 パイプハウス 倉庫	3棟 1棟
		農業補助者	主として農業に従事する者				
女	人		従として農業に従事する者				

※農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書は別紙 3

審議結果	原案可決
------	------

受付番号 6 (賃貸借権の設定)

整理 番号	R2-13	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市字■■■ ■番地の■■■
				氏名又は名称	農事組合法人 ■■■■■■■■ 理事 ■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市■■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字樽前	153 番 1	畑	32,533	賃貸借権	芝生畑
	155 番 1	畑	14,574		
	156 番	畑	49,034		
	157 番 1	畑	26,193		
(計 122,334)					
設定する利用権					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
令和 2 年 11 月 1 日	令和 7 年 10 月 31 日	■■■■■■■■円/年 (■■■■■/10a)	毎年 12 月末迄に ■■■氏の口座に 振込み		
					賃貸借

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		設立年月日		農作業従事日数			
農事組合法人 ■■■■■■■■ 理事 ■■ ■■		昭和 59 年 3 月 17 日		—			
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目			
農 地	122,334	農 地	477,666	芝生			
そ の 他							
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳 未満の者)		雇 用 労 働 力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	4人	農業専従者	4人 (人)	—	—	トラクター 他 農機具	2台 一式
		農業 補助者	主として農業 に従事する者				
女	1人		従として農業 に従事する者				

※農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書は別紙 4

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について

整理番号 29-21

利用権の設定を受ける者 ■■■市■■町■丁目■■番■号

■■ ■■

利用権の設定をする者 (変更前) ■■■市字■■ ■■■番地

■■ ■■

(変更後) ■■■市■■町■丁目■番■号

■■ ■■

(■■ ■■ 死亡により相続したため)

利用権を設定する土地 苫小牧市字樽前 133 番 5,950 m²

字樽前 134 番 1 12,101 m²

利用権の設定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日

利用権設定の内容 賃貸借権

(2) 第5回農業委員会総会の開催について

11月27日(金) 午後2時からの開催予定

農業経営基盤強化促進法第20条の2第1項 確認表

第24期第4回農業委員会総会 議案第1号

賃借人：(有)■■・■■・■■■	賃貸人：■■■■	作成者：■■■■	
法20条の2条項		判断理由	該当
第1項第1号 (地域との調和・影響)	・その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。	事実はない。	しない
第1項第2号 (継続的安定的農業経営)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。	労働力が確保され、畜産業として農地を利用している。	しない
第1項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 : 150日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員のいずれもが常時従事している。	しない

参考

農地法第3条第2項第1号(権利移動の許可要件)	判断理由	取消しに該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している。	しない

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第24期第4回農業委員会総会 議案第2号-1～4

(利用権の設定：~~所有権移転~~・賃貸借権設定)

譲受（借）人： ■■ ■■	譲渡（貸）人：R2-7 ■■ ■■ R2-8 ■■ ■■ R2-9 ■■ ■■ R2-10 ■■ ■■■■	作成者： ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由	不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。	しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。	適応なし

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第24期第4回農業委員会総会 議案第2号-5

(利用権の設定：所有権移転・賃貸借権設定)

譲受（借）人：株式会社 代表取締役	■■■■ ■■■■ ■■■■	譲渡（貸）人：	■■■■ ■■■■	作成者：	■■■■ ■■■■
法18条の条項	判断の理由			不許可に該当	
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人である。			しなし	
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。			しない	
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、農地所有適格法人であり、以前から当市字樽前で農地の借人として継続して耕作しており、今後も当該地も含めて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると認められる。			しない	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は、農地所有適格法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。			しない	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。			適応なし	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。			適応なし	
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。			適応なし	

※参考 農地所有適格法人要件（農地法第2条3項）

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人（株式会社）である。	適
事業要件	主たる事業が農業である。（定款）	適
構成員要件	構成員3名のうち1名が常時農業に従事（年間150日以上）すると認められる。	適
役員要件	役員1名のうち1名が常時農作業に従事（年間60日以上）すると認められる。	適

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第24期第4回農業委員会総会 議案第2号-6

(利用権の設定：所有権移転・賃貸借権設定)

譲受（借）人： 農事組合法人 ■■■■■■ 理事 ■■ ■■		譲渡（貸）人： ■■ ■■	作成者： ■■■■ ■■■■
法18条の条項	判断の理由		不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人である。		しなし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。		しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、農地所有適格法人であり、以前から当市字樽前で農地の借人として継続して耕作しており、今後も当該地も含めて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると認められる。		しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は、農地所有適格法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。		しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。		適応なし

※参考 農地所有適格法人要件（農地法第2条3項）

要件	判断の理由	適否
形態要件	農事組合法人である。	適
事業要件	主たる事業が農業である。(定款)	適
構成員要件	構成員3名のうち1名が常時農業に従事(年間150日以上)すると認められる。	適
役員要件	役員1名のうち1名が常時農作業に従事(年間60日以上)すると認められる。	適